

## Ⅲ－９ 田尻水道事業編

1 田尻水道事業の概要	—	111
2 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	—	113
3 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	—	113

1. 田尻水道事業の概要

田尻水道事業では、全量を水道用水供給事業から受水しています。

(1) 給水状況(令和3年度)

給 水 人 口	8,729 人 (令和4年3月末現在)
普 及 率	100.0 %
給 水 戸 数	4,164 戸 (令和4年3月末現在)
年 間 給 水 量	1,128,168 m <sup>3</sup>
一 日 最 大 給 水 量	3,302 m <sup>3</sup> (令和3年8月26日)
一 日 平 均 給 水 量	3,091 m <sup>3</sup>
一 人 一 日 平 均 給 水 量	354 L



図1 給水人口・一日平均給水量の推移



(2) 給水区域

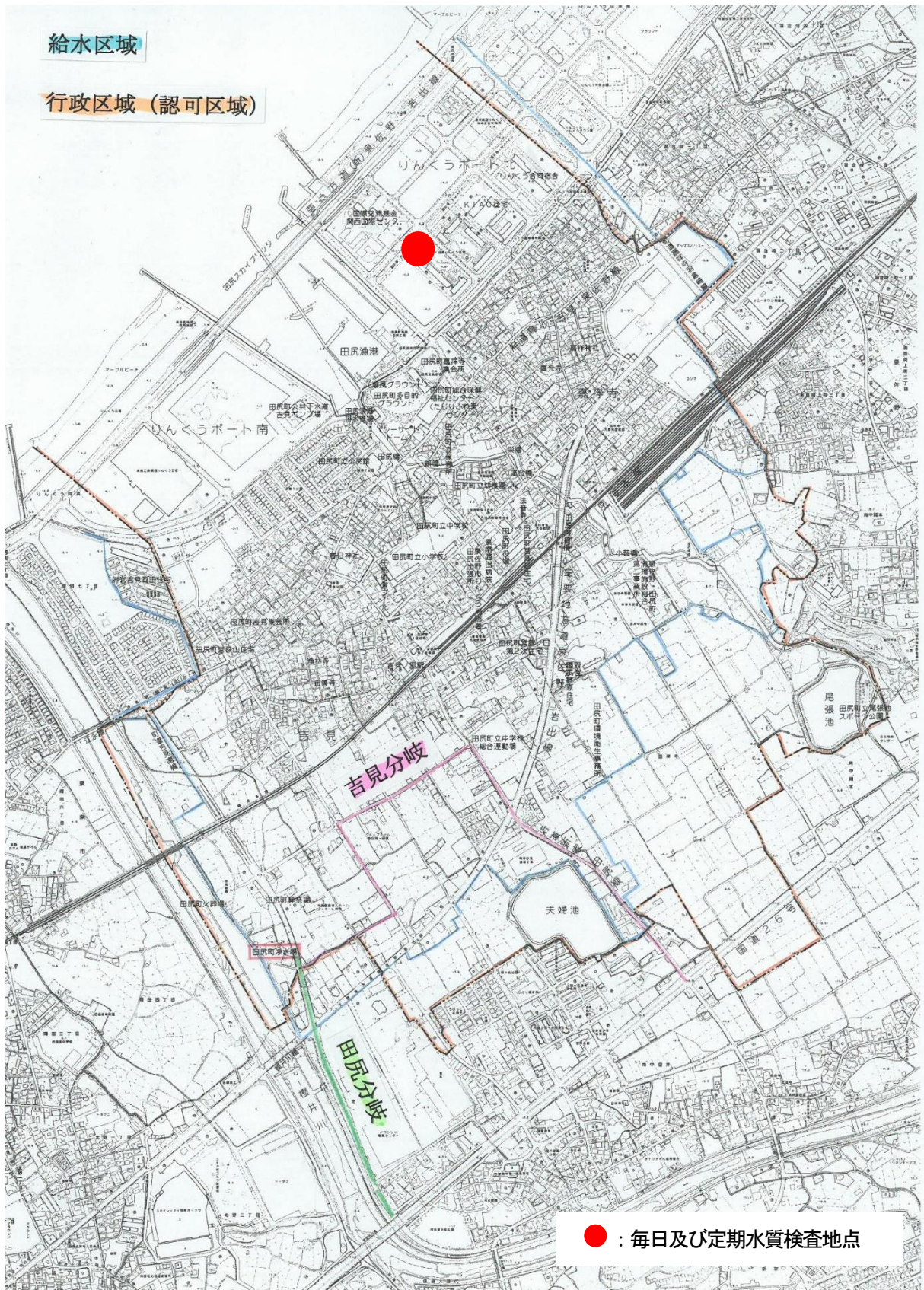


図2 給水区域図及び水質検査地点

## 2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

### (1) 水道用水供給事業からの受水の状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

### (2) 水道水の水質状況

田尻水道事業の水源は水道用水供給事業からの受水 100%で、現在までの水質は、概ね良好な状態であり、浄水については水質基準値を下回っており、安全で良質な水といえます。

## 3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

### (1) 検査地点

法令に基づき、1日1回以上行う色、濁り、消毒の残留効果の確認（遊離残留塩素）は、町内1箇所（図2）を選定し、毎日検査を行います。また、毎月検査については、町内1箇所（図2）を選定し、水質検査を行います。

### (2) 水質検査項目及び検査頻度

#### 1) 毎日検査

1日1回の頻度で、色、濁り、消毒の残留効果の確認（遊離残留塩素）の検査を行います。

#### 2) 毎月検査

検査項目及び検査頻度の詳細については別表のとおり検査を行います。



No.	項目	基準値	検査頻度(回/年)	備考
			給水栓	
1	一般細菌	100 集落以下/mL	12	
2	大腸菌	検出せず	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	—	*1*3
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	—	*1*3
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	—	*1*3
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	1	*1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	—	*1*3
8	六価クロム化合物	0.02 以下	1	*1
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	—	*1*3
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	12	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	—	*1*3
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	—	*1*3
14	四塩化炭素	0.002 以下	—	*1*3
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	—	*1*3
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	*1*3
17	ジクロロメタン	0.02 以下	—	*1*3
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	*1*3
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	*1*3
20	ベンゼン	0.01 以下	—	*1*3
21	塩素酸	0.6 以下	4	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	4	
23	クロロホルム	0.06 以下	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	4	
26	臭素酸	0.01 以下	4	
27	総トリハロメタン	0.1 以下	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	4	
30	ブロモホルム	0.09 以下	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1	*1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1	*1
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	12	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	1	*1
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	—	*1*3
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	12	
38	塩化物イオン	200 以下	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下	—	*1*3
40	蒸発残留物	500 以下	—	*1*3
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	—	*1*3
42	ジェオスミン	0.00001 以下	1	*2
43	2-メチルインポルネオール	0.00001 以下	1	*2
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	—	*1*3
45	フェノール類	0.005 以下	—	*1*3
46	有機物全有機炭素(TOC)の量	3 以下	12	
47	pH値	5.8~8.6	12	
48	味	異常でないこと	12	
49	臭気	異常でないこと	12	
50	色度	5 度以下	12	
51	濁度	2 度以下	12	

- \*1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができます。
- \*2 水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間は検査を省略することができます。
- \*3 送配水施設内で濃度上昇しない項目については、給水栓から浄水場出口(浄水)、受水地点及び配水場に遡って検査すること(代替地点)が可能であり、当該項目については水道用水供給事業が実施する適合判定地点(泉北浄水池出口)の水質検査結果を活用します。



水質検査計画 田尻水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 田尻水道センター

電話：072-466-5012 FAX：072-466-5025

住所：〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1